

組内要用書出一件(その二)

整理番号 11袋 23

増野知象記

はしがき

事件の当該者の氏名がかわっているが、書き間違えたものであるう、そのままにしておいた。

(承前)

13 私義絶の次第早速須佐証人へ内届け出候事

一 其の翌日、奥両組多人数須佐罷り出、須佐半間并中間相集め、在郷申し合わせの趣咄合い仕り見候えども、須佐半間においては落着相成り兼ね候趣にて、須佐半間より私出浮き候様申し越し候に付き、早速罷り出候処、須佐半間より私趣意相尋ね候に付き、前断参り懸かり一々申し述べ候処、須佐半間においても道付けの儀相成り難く、色々咄合い仕り候処、在郷中間申す分に、伊太郎改心の事ならば何ぞ実行は上げ候様にと申す事の由、須佐半間の者より申し聞かせ候に付き、私申す分に、其の実行はいか様にして相済み候哉と相尋ね候処、須佐半間申す分に、此度は自身の腹より出申さずては役立ち申さずと申す事に付き、私申す分に、十方に答え候て、実行の思い付きこれ無く候故、
実行の御氣付きこれ有り候わば、仰せ聞かされ下さる様相頼み候処、其の趣意は、私の腹に入り候えば、実行の儀役立ち申さずと申す訳はこれ無き哉と申し置き、其の内、夜も明け候故、今昼後まで実行の儀相待ち呉れ候様須佐半間の者へ相頼み、在郷半間へ其の段達し相成り候事

一 右実行の儀、昼後迄考え見候えども、格別実行の氣付これ無きに付き、只様隙取り、夜に入り候て横田好藏・高津政藏、

14 岩本平左衛門宅へ参り、兩人より申す分に、此度一件の儀に付き、

尾木七郎左衛門・高津伊太郎へ高津久兵衛・小原文治より、今一応兩人の者へ説得仕り度くと申す事に付き、相對仕り呉れ候様にと申し越し、平左衛門申す分に、随分御相對相成り候ても然る可く段返答に及び、尤も岩本平左衛門宅へ罷り越さる可く、左候えば七郎左衛門・伊太郎儀も彼の方へ参り申す可くと申し達し置き、兩人の者引き上げ候事

一 其の夜、岩本平左衛門宅へ久兵衛・文治・政兵衛・好藏四人の者罷り越し、七郎左衛門(と)私共へ、久兵衛・文治より説得の趣は、此度一件何ぞ氣付筋はこれ無き哉と相尋ね候、尤も兩人共に、私

親類の事に候えば、氣を付け申し合わせに、此の俣にして、上へ申し出候時はいかように相成り候哉計り難き儀に付き、氣付の儀申し候様と申す事に候えども、私に於て宜敷氣付筋これ無きに付き、宜しく御氣付き

これ有り候わば仰せ聞かされ、何辺此度の処御助け下され候様にと相頼み候処、久兵衛申す分に、いよいよ氣付の処これ無くと申す次第ならば、各氣付きこれ無く

と申す儀はこれ無くと申すに付き、私申す分に、左様の儀に御座候わば御授け下され候様にと相頼み候処、久兵衛申す分に、此度改心の実行には、断髪書き上げ等致し候わば相済み候、と申し付けられ候に付き、

至極御氣付きの儀、御心入れ忝なく存じ候えども、私共断髪は、いか様の訳と相考え成され候て断髪は存じ申さずと申す事に付き、私

申す分に、其の筋相分ならずては断髪相成らずと申し候処、久兵衛断髪は、断髪は寛大の処置と申し候、右に付き又々、寛大の

15 処置と申される儀はいか様の訳にて寛大と申され候哉相尋ね候処、其の訳は存じ申さずと久兵衛申す事に御座候、私申す分に、左様の

訳にて御座候わば、役所へ届け出の上断髪仕る可くと申し候、久兵衛申す分に、御届け申し出にては断髪仕り候ても役立ち申さずと申す事に付き、私申す分に、御届け申し出の上にて断髪仕り候ては、いか様の

訳にて役立ち申さず哉、断髪と申す儀は至つて大事成る事は相考え、御奉公の儀も相成り難き次第、其の上私の身柄と申し候ても

半間の自由には相成り間敷哉と申し候処、久兵衛申す分に、是非に於て断髪仕るの儀は、隊の法と申す次第に御座候、私申す分に、隊には総督と申す者これ有り候故、届けの儀入れ申さず、御内輪に於ては隊と申す儀はこれ無く、御内輪総督は御上にて御座候、左

候えば御上へ御届け申し出候上にて断髪仕り候て宜しくと相考え申し候、久兵衛申す分に、左様の儀ならば半間の処打ち合わせの儀に付き申さず候、私共申す分に、然らば致し方なく御座候間、御勝手に成さる可く候、此

上の処はいか様に成られ候哉と又々相尋ね候処、久兵衛申す分に、半間の付き合いを留め候と申す事に御座候、私共申し合いに、左様の儀に御座候わば、決して御届け申し出られ候に付き、私よりも其の段御届け申し出べくと申し候処へ、岩本平左衛門・松井九郎左衛門より久兵衛・文治へ、何分上へ御届け申し出ると申す事に相成り候時は、双方共迷惑に立ち至り候哉も計り難く候、七郎左衛門へ右様申され候に付いては屹度廉有る罪に御座候哉、其の上各様方年寄座の身分に御座候えば、多人数とは申し候ても年寄座より治め方相成らず

16 間相済まず、御厄害の儀申し出候えば、両組の事とは申し候えども御兩人方迄取り得と成られ候時は、其の罪御申し開き相成り候哉と尋ね相成り候処、久兵衛・文治申す分に、罪と申す程の罪はこれ無く、色々の流言は罪に相成ると申す事に御座候

一 其の翌日、義絶の御届け申し出べくと相考え候処、新山彦五郎殿より参り呉れ候様申し越され候に付き早速罷り越し、新山氏申され候様は、御内輪沸騰一件に付き、私共迷惑の廉もこれ有り候に付き、是迄の参り懸かり一々申し聞かせ候様申され候に付き申し上げ候処、是祐(これこそ)正義と申す者に付き至極尤と仰せ聞かされ、右に付き義絶届けの儀差控え候て、身柄へ任せ呉れ候様と申し候に付き、私申し上げ候儀は、一和仕り候様御心配成し下され候わば御任せ仕る可く候間、宜しき様御頼み申し上ぐと申し置き候事、其の後罷り出、新山氏へ私偽り候廉共御座候わば御遠慮無く御説得成し下され候様申し出候処、其の儀少しもこれ無く、是迄の通り御心得にて宜敷と申し候事

一 十一月二十七日増野直左衛門宅において両組侍・中間相集まり、今夜半間惣代として大塚信平・高津良蔵御中間

兩人私宅へ参り、是迄は半間中計り義絶と申し置き候

えども、此度は改めて奥両組士・中間付き合ひ出入り堅く差し留め御用捨下さる可く候と申す事に候、尤も公用其の外、取引事は是迄の通り御付き合ひ成さる可く候様申し付け候、猶又地下死去の付き合ひも同様に御用捨下さる可く候、信平・直左衛門より申し付け候、私申す分にては、先達て澄川において会議の節は外に存意これ無く、

17

一和に治まり候様仰せ付けられ候に付いては、又々此度か様御沸騰事はこれ無き事と相考え候所、先達て四組半間中より申し聞かされ候ても、在須佐半間海辺両組にも脱走人の外は同意

仕らず段は相違に相考え申し候、不同意の者も同意と仰せ付けられ候段は、殊の外不落着に御座候、右に付いては奥両組半間中間に至る迄、此度私事いか様の罪有つて両度

義絶致され候段はいかが哉、私国賊の罪と御座候様仰せ付けられ候に付き、夫れ故に私身は引き候えば跡々治まり候様仰せ聞かされ、其の道も相立たず候段はいかが哉、兩人共申し様も御座無く、私共は使いに参り候えば、委細の趣は御聞きたくば証人元へ御出成られ御聞き成さる可く候様申し置き引き取り候事

一 追々に至り組内住居御細工人・御馬屋・御台所・中間・組百姓迄も、村々私共へ付き合ひ差し留め候、近來は何たる物音もこれ無く候えども、公用とも両組の者つきあい「つふし」に仕らず候事

一 寅の四月十九日地下役目の次第、田持ち懸かり井手閑役目、井手閑夫として私差し出し候処、大草伝吾より、伊太郎方よりの井手閑ならば引き取り致し、出夫に及ばず候様と申し付け、其の様子承り次第、井手閑場所へ私参り、伝吾へ私より申す分には、今日出夫を差し返し候段はいかが哉と尋ね候処、伝吾申す分には、組内除きの人は、役目等残り人数中より勤出候に付き、役目出勤に及ばずと申し候、私申す分は、義絶の節半間惣惣代として差し越され候節、承り候外其の跡一向何たる事も承り申さずと

18

申し候えば、伝吾申す様には、此儀新山彦五郎様郷へ御越しの節、除きの人へ当たる役目に、残り人数中より勤出候えば、除きの者へ道を付け呉れ候様申し聞かされ候、夫れ故、半間中より御挨拶は仕らず、除きの御方へ当たる役目(は)惣人数より勤出致し候えば、道付け下さる可くと、今以て新山より御沙汰相成り候迄待ち申し候と申され候、私申す分に、是は「つふし打ち」の御作廻に成され、一向存じ申さず、うふしに公用差し留め成され置き、何か私共の落ち度に成され御積もりに御座候哉、私共は新山氏より御沙汰は受ける者にては御座無く、御神本様の家臣に候えば、須佐御物筋より御沙汰を受け来る者にて御座候、新山氏と貴殿半間中の事は差し向きの論にて、是迄の義絶の処へ相叶い申さず、左様の「つふし打ち」の御作廻に成され候御所存ならば、私より御物筋へ届け申す可くと申し付け置き候、漸々近來公用付き合ひに除き候意味相分かり申し候、議論の次第段々御座候えども、略(書き)置き申し候事

右廉有の所、荒増書き印し、趣意書前書きの通りに御座候

慶応元丑の年より同二寅の四月迄

右 高津伊太郎分

右の通り相調え印封にして差し出し候事

付り、右廉書へ相添え、別に覚書差し出し候控

覚

19 御内輪沸騰に付き、私儀多人数の譏りを受け御厄害に立ち至り、御時節柄恐れ入り奉り候、何卒御慈悲を以て一廉の御咎め仰せ付けられ下さる可く候様願ひ奉り候、御序の節宜敷様御取り成し下さる可く候頼み奉り候、以上

四月二十七日

高津伊太郎

前書きの通り相調え差し出し候えども、落着に及び難く、先ずは当分預かり置き候事、追つて何分申し出べく候事

(市郎左衛門・嘉左衛門書)

廉書覚

一 去春已来、御内輪沸騰に付いて私共義絶の次第

一 閏五月十九日、市郎兵衛、山口より帰り懸け、浄蓮寺において回天軍屯集の節、私へ回天軍へ付くか付かぬかと回天方より申され候、私不落着にて罷り帰り候事

一 上小川稽古場において奥両組士・中間会議相成り、会議

所より増野半兵衛殿より使いとして孫右衛門、私共両人方へ参り、申し合わせに付き会議所只今罷り出候様呼び出しに相成り、使いの孫右衛門咄には、回天軍へ付かぬ人は手討ちに致すと申す事に御座候、市郎兵衛其の節、気分相に付き得参り申さず、嘉左衛門罷り出候所、三浦栄之進殿・増野半兵衛殿より、回天軍に入隊致し候様色々々

進められ候えども入隊仕らず、左候えば、回天軍へ付き合い差し留め候事

一 回天軍同腹の者より、親を捨て妻子・家・知行をも捨て置き、山口迄は

20 諸隊の処へ脱走致す腹に相成り候様との事に御座候に付き、私
両人共同腹得仕らず候事

一 十月十九日澄川伊兵衛殿宅において、奥両組残らず
集会相成り、其の節、奇兵隊よりと申し候て、中村泰一・西尾壮助殿
殿両人御出相成り、私共両人の処も澄川迄参り候様

申し来たり候に付き直ぐ様参り候処、其の方共は当春より回天へも相付き申さず候処、回天に申す事は善か、役人申す事に善か、右善悪の処承り度くと申され候に付き、私共都合中間の身柄に候えは善悪の処は一向口明け申さず、是迄邑政堂へ罷り出ず、猶回天へも参り申さず、一向に咄の訳も承知仕らず事に候えは、猶以て

善悪の処は相分かり申さず事に御座候と申し候処、然らば此度、大組の者へ夫々公儀より御道付け相成り候ても相分かり申さず哉と相尋ねられ候に付き、私共申す分に、成る程大組の御方へ公儀より御道付け相成り候様承り候えども、是以て私共善悪の所、何の廉にて申す儀一向に存じ申さず候、然らば是より回天へ替心(改心)仕り候哉尋ねられ候に付き、一和仕らずては相成り申さず事に候えは、随分私共此度一和仕り候と申し候処、半間申す分に、当春より回天へも相付き申さず事に候えは、今更半間へ入れ申さずと申す分に事に付き、私共両人、半間付き合いの処相除かれ候、其の席半間の好左衛門・権平

両人、色々進め入り候ても其の口へ付き申さず候処、両人共より、貴様方は敵キかたきと申す者へ役目等付き合いで申さずと申し候事、私共何か一廉の罪御座候哉と申し候所、権平申す分に、

21 鎮静方へ貴者(問者)致し候に付き其の罪有つて申し候、私共貴者致し候えは何の廉と貴者致し候哉、委細御正し下さる可く候と申し候えは格別返答これ無く、其の夜私共引き取り仕り候事

一 十月二十三日奥両組士・中間、澄川伊兵衛殿宅にて集会相成り、其の夜私共方へ使いとして八助・徳右衛門・政右衛門参り候て申す分には、士・中間、役目等其の外付き合い疎遠致し候に付き左様に成らる可く相心得候と申し候、私共此儀御受け申し候、親類の者会議所罷り帰り候事

一 十一月十四日右一件に付いて市郎兵衛方へ親類政右衛門・久八両人参り申す分には、御上より御沙汰の趣これ有り候て参り候、此度御上より御暇下され候に付き、市郎兵衛身柄身元へ引き取り致す可く候様申されるに付き、此度御沙汰の儀は御上よりの御沙汰に御座候哉と押して親類へ尋ね見候えは、此度の御沙汰は、上よりの御沙汰も御沙汰これ無く、御沙汰証人元にて証人として半間の善助・太助両人

の前にて仰せ渡され候、其の趣を以て親類の者申し付け候に付き左様

相心得られ候、私申す分には、御上よりの御沙汰とこれ有る時は御受け仕る可く候、是迄とも御上の御沙汰ならば

守り奉り候、親類申す様、今日中に家を明けけるか明けられぬかと申し候、私申す分には、差し向き当秋上納等、来春の御半紙上納相済み、其の上、家を明け申す可くと申し候、尤も私二十年の余、御上納少しも不足仕らず上納致し候えば、春秋上納

22

にも相済まず内には家を明け申し得ず候、親類者より、身柄違変の書付、証人元より御家来内へどこへも有り付き出来候様に、上へ違変書付差し出し候との事に御座候、此趣意、親類より瀬尻の市左衛門方へ参り、此儀は申し入れ置き候て、市左衛門存じ寄りこれ有る時は、此方より出閑の届け致し申すに付き、私申す分に、御勝手成さる可く候と申し候事

(完)

一 嘉左衛門事、親類八助、役所より使いとして参り候処、私留守にて部屋親父へ、養子の嘉左衛門違変致し、身柄(を)身元へ引き取り致し候様申し付け置き候、都合は市郎左衛門同様の事に御座候、親父より八助へ申す分には、此度、御上よりの御沙汰か、御上よりの御沙汰にてはこれ無き候時は御受け得申さずと申し候えば、八助、左様の儀ならば証拠人善助へ言もどし致し候と申すにて引き取り候事、私帰り候て親子共申し合わせ見候処、何分御受け申さず候段は宜しからずと相考え候て、直ぐ様善助方御役所へ参り候て、平に丸に前断の所御断り申し候御沙汰の趣は、御受け申す様に御頼み置き候て罷り帰り申し候

一 同月二十七日宇谷組証人元において奥両組会議相成り、御役所より使いとして佐助・久八・八助・弥平、私共兩人へ参り四人の者より、家内・妻子・部屋に至る迄諫めども、奥両組付き合ひ出入りかたく差し留め候事、又々四人の者共申す様には、貴様方は御上へ申し出相成り候事にて、回天軍の方には隊中へ申し出候えば、処置(は)付返され候事に申し引き取り致し候事

23

一 去暮、御組役所へ買米代其の外、諸上納銀、私共持参仕り候て、御上納仕る可く申し候処、御証人御引受け相成らず、夫故持ち帰り候て、又々畔頭へ相頼み候様に上納仕り候様の次第に御座候、追々頼母子少々取引迄も不通に、うふし打ちの作廻に相成り当惑仕り候、私共、御上は大事と守り奉り候故、右様のうふし打ちにも立ち至り、只今の通りにては差し懸かり田畑作付け等差し問い候えば、いか様の儀、回天軍方より申し付けられ候ても変心は

得仕らず候、此上ながら、いか様の事御座候ても、御厄害に立ち到り候様に相成り候ては相済み申さずと、朝夕私共祈る程に相考え居り申し候

一 廉書御引き合わせ相成り候て、相違の儀共御座候わば、貴面談仰せ付けられ下さる可く候
右の廉、荒増書き記し、前書きの通り御座候

慶心元丑の年より
同 寅の四月迄

御中間 市郎左衛門
同 嘉左衛門

「増野家文書」にはこのほかに、石州戦争時の「小隊伍組や「小隊人数」などの記録があるが、この騒動後に和解して提出されたらしい文書があるので紹介しておく。

543

宇谷組
御中間中

右、昨年来組内において動揺がましき儀これ有り、且故障の筋も出来の処、当時勢旁一方ならず御苦慮在らせられ候、右はやむを得ずの儀これ有るべく候えども、遂に衆力を以て上を要するの形状に押し移り、縮る処、御威光を軽侮するに相当り、如何の儀に思し召され候、尚追々御聞き込みの趣もこれ有り、行き詰め御詮議の上は、夫々至当の御沙汰筋も仰せ付けらる可くの処、方今兵機切迫の折柄、御取調の儀は容易ならざる御手数に付き、其の儀に及ばされず、御了簡下され候条、向後篤く相心得、一統混和を旨とし、一致合力此時の御奉公肝要に候こと

五月十四日